



令和2年9月23日	
所 属	健康増進課
所属長	堀池 香
電 話	06-4869-3033

産後に不安を持つ母子に寄り添う「産後ケア事業」10月1日開始

尼崎市は、10月1日から産後に不安を持つ母子に寄り添う「産後ケア事業」を開始します。本事業では、希望する母子を対象に、助産師の直接訪問による「乳房ケア」「授乳支援」「育児指導」などを実施します。

平成30年の厚生労働省実施の「妊産婦の医療や健康管理等に関する調査」では、出産直後の健康管理で困ったことの第1位に「授乳のこと（54.3%）」となっており、平成28年の本市実施の健康づくりアンケート調査では、産後の心身の状態として「いつも疲れている（43.4%）」「子育てに自信がない（40.7%）」が上位となっています。

コロナ禍により妊娠・出産・育児で今までにない不安にさらされる中、尼崎市では産後のこうした心と体の不安を持つ母子に対して、出産後もすぐに寄り添い切れ目なくケアしていきます。

事業概要

(1) 実施内容

1回2時間程度、助産師が利用者宅を訪問し、次のサービスを実施します。（1人当たり4回まで。多胎児の場合、6回まで）

- ▼ 授乳方法や母乳について、利用者から相談を受け実情に合った方法を提案します。必要に応じて、乳房の状態を確認し、乳房ケアを実施します。
- ▼ 沐浴サポートや肌のケアなど育児の具体的な指導や相談を受け付けます。
- ▼ 母親の心や体の状態のケアを行います。

(2) 対象

次のいずれかにあてはまる市内在住で産後4カ月未満の母子です。ただし、感染性疾患がある場合や医療機関での治療などが必要な方は利用対象外です。

- ▼ 体調や授乳・育児に不安がある方
- ▼ 家族などから育児などの支援を得られにくい方



(3) 利用の流れ

- ア 申請窓口（南・北部保健福祉センター）で利用の相談をし、利用方法の説明を受ける。
- イ 利用したい日の1週間前までを目安に、申請する。
- ウ 保健師が支援を受けたい内容等を聞き取る。
- エ 利用が承認された場合、尼崎市から利用承認通知書を郵送する。
- オ 訪問日時調整後、助産師が利用者宅を訪問する。
- カ 利用日ごとに自己負担額を支払う。

(4) 自己負担額

1回2,000円。市民税非課税世帯、被保護世帯の人は無料。

尼崎市

産後ケア

のご案内

10月から
はじまります!

出産後4か月未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師が訪問します。
お母さんのこころやからだのケア、授乳や赤ちゃんのお世話について相談やアドバイス
などを行います。



尼崎市シテップロモーションマスコット あまっこ

こんなことがあれば お気軽に ご相談ください!

- ☞ 授乳がうまくできない。方法があっているのか不安。
- ☞ おっぱいやミルクが足りているか不安。体重の増えが心配。
- ☞ 家族などの助けが受けられない。
- ☞ 近くに相談できる人がいない。など…

○産後ケアでできること

- ◇ 母乳や授乳方法について、ご相談を受けそれぞれに合った方法を一緒に考えます。
必要に応じて、乳房の状態を確認し、乳房ケアを行います。
 - ◇ 赤ちゃんのお風呂をサポートします。赤ちゃんのお肌のケアを一緒に考えます。
 - ◇ お母さんのこころやからだの状態についても、お話しします。
 - ◇ その他、赤ちゃんのお世話についてのご相談をお受けします。
- (注) 食事の準備や掃除、洗濯、買い物などの家事は対象外です。

1回あたり
2時間程度

○申請窓口・問い合わせ窓口

北部地域保健課 南塚口町 2-1-1 塚口さんさんタウン 1 番館 5 階

電話 06-4950-0637 FAX 06-6428-5110

南部地域保健課 竹谷町 2-183 リベル5階

電話 06-6415-6342 FAX 06-6430-6850

○問い合わせ窓口

健康増進課 七松町 1-3-1 フェスタ立花 5 階

電話 06-4869-3033 FAX 06-4869-3049

受付時間: 9 時 ~ 17 時 30 分 ※ 土・日曜、祝日、年末年始除く)

産後ケアについて
詳細はこちら



利用対象となる方

下記にあてはまる尼崎市に住民票がある産後4か月未満のお母さんと赤ちゃん

- ① お母さんの体調や授乳、育児に不安がある方。
- ② ご家族などから産後の支援を十分に受けられない方。

(注) 感染性疾患にかかっている場合や医療機関での治療などが必要な方は利用できません。

利用回数

4回まで。ふたごなどは6回まで。



自己負担金額

利用料金の一部は尼崎市が補助しています。

市町村民税課税世帯	1回 2,000円
市町村民税非課税世帯・被保護世帯	無料



利用までの流れ

利用相談・利用方法の説明

申請窓口へ電話等で利用の相談をし、利用方法の説明を受けてください。

申請窓口：北部地域保健課・南部地域保健課

申請書類提出

利用したい日の1週間前までを目安に、申請してください。
保健師が支援を受けたい内容等をお尋ねします。

利用を承認した場合は尼崎市より利用承認通知書を郵送します。
利用承認後事業者より産後ケア実施日時の調整の連絡をします。

産後ケアの利用

利用時に自己負担金を事業者にお支払いください。

